

令和 5 年 3 月 10 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

新電子申請システムの利用に関する取扱要綱の制定について（通知）

これまで、一般廃棄物収集運搬業許可に関する作業対象名簿及び従業者名簿の変更手続きや、焼却施設への搬入回数の変更等の手続きについては、大阪市行政オンラインシステムにより電子による申請を受け付けてきました。

今後は、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新及び事業に係る変更手続き並びに許可業者の搬入等に関する手続きにおいて、当該手続きにかかる利便性の向上を図ることを目的として、新電子申請システムを導入し、対面を要する一部の手続きを除き、新たな電子申請を開始します。

本事業の実施にあたり、当該システムの利用の際の注意事項や、利用者登録及び削除、利用料金等について、必要な事項を明文化するため、新たに新電子申請システムの利用に関する取扱要綱を定めます。

記

1 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

2 予定している様式

第 1 号様式 オンライン申請システム利用者登録申請書

第 2 号様式 オンライン申請システム利用者登録削除届

第 3 号様式 オンライン申請システム利用者登録通知書

3 その他

新電子申請システムの利用に関する取扱要綱の条文及び様式については、現在関係先と調整中であり、要綱の制定内容については 3 月末に別途通知する予定です。